

第一九回

参第二一号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に関する法律（案）

（火災保険協同組合への組織変更）

第一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「法」という。）

第二条（組合の種類）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会がこの法律の施行の際法第七十条第一項第三号（事業協同組合の事業）又は法第七十七条第一項第四号（協同組合連合会の事業）の規定に基き火災に因り生ずる損害の共済に関する契約を締結しているもの（以下「組合」という。）は、この法律の施行の日から六月以内に、総会（総代会を設けているものにあつては、総代会）の議決を経て、法第二条に規定する火災保険協同組合となることができる。

2 前項の規定により組合が火災保険協同組合となる場合において、その組合の定款、組織その他の事項が法若しくは協同組合による保険事業に関する法律（昭和二十九年法律第 号）又はこれらの法律に基く命令の規定に違反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

3 前項の規定による定款の変更は、法第五十一条第二項（定款の変更の認証）の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第一項の規定により組合が火災保険協同組合となる場合においては、その組合の役員又は総代は、引き続き火災保険共同組合のこれに相当する役員又は総代となるものとし、その任期は、組合の役員又は総代の残任期間とする。但し、その残任期間がその火災保険協同組合の役員又は総代の任期をこえるときは、当該任期とする。

（組織変更の登記）

第二条 前条第一項の規定による火災保険協同組合への組織変更は、同項の期間内に、火災保険協同組合の主たる事務所の所在地において、法第八十三条第二項（設立の際の登記事項）の事項を登記することに因り、その効力を生ずる。

2 前項の登記については、法第八十三条第三項（従たる事務所についての設立の登記）、第九十二条第一項（管轄登記所）、第九十三条第一項及び第二項（設立の登記の申請）並びに第九十四条（従たる事務所についての設立の登記の申請）の規定を準用する。

3 第一項の登記の申請書には、その組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除く外、その組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

4 組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

6 登記官吏は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の手續をしたときは、その組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

7 第四項の規定は、前二項の通知があつた場合について準用する。

（共済金額の特例）

第三条 この法律の施行後六月以内に組合が締結する第一条第一項に規定する契約による共済金額については、法第七十条第四項（共済金額の制限）（法第七十七条第三項（協同組合連合会の事業）において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。但し、協同組合による保険事業に関する法律第六条（保険金額の制限）の規定に準じ計算した金額をこえることができない。

（事業の譲受）

第四条 火災保険協同組合は、組合から第一条第一項に規定する契約に係る事業を譲り受けるには、行政庁の認可を受けなければならない。

（事業の範囲の特例）

第五条 組合が第一条第一項の規定により火災保険協同組合となる際締結していた同項に規定する契約の目的が当該火災保険協同組合の組合員（法第七十五条の二第二項（火災保険協同組合の事業）に規定する者を含む。以下この条において同じ。）の財産でないときは、当該目的は、その契約の期間中は、法第七十五条の二の規定の適用については、その組合員の財産とみなす。火災保険協同組合が組合から第一条第一項に規定する契約に係る事業を譲り受けた場合における当該契約の目的が当該火災保険協同組合の組合員の財産でないときも、また同様とする。

（出資総額の特例）

第六条 第一条第一項の規定により火災保険協同組合となるもの又は組合から同項に規定する契約に係る事業の全部を譲り受ける火災保険協同組合については、この法律の施行の日から起算して一年六月を経過する日までは、法第七十五条の三（出資総額）中「三百万円」とあるのは、「百五十万円」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する事業の全部を譲り受ける火災保険協同組合を設立しようとする発起人は、法第二十七条の二第一項（定款の認証）の規定により定款につき行政庁の認証を受ける際に、その譲受を証する書面を提出しなければならない。

（所管行政庁）

第七条 第一条第三項又は第四条中「行政庁」とあるのは、大蔵大臣及び組合員の資格として組合又は火災保険協同組合の定款に定められる事業の所管大臣とする。

2 主務大臣は、政令で定めるところにより、その認可の権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第八条 第三条但書の規定に違反したときは、その違反行為をした組合の理事は、三万円

以下の過料に処する。

(印紙税法の改正)

第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一の次に次の一号を加える。

六ノ十二 火災保険協同組合ノ発スル出資証券及其ノ発スル保険証券ニシテ其ノ記載
金高五十万円未満ノモノ

(経済関係罰則の整備に関する法律の改正)

第十条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号第二十号中「信用協同組合」を「火災保険協同組合、信用協同組合」に改める。

(中小企業庁設置法の改正)

第十一条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 火災保険協同組合の行う保険事業に関すること。

(損害保険料率算出団体に関する法律の改正)

第十二条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削り、同条第四項中「会社」を「会社又は組合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「組合」とは、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二条第一号の二に規定する火災保険協同組合で、協同組合による保険事業に関する法律(昭和二十九年法律第 号)第三条第一項の規定による認可を受けたものをいう。

第三条及び第六条から第八条まで中「会社」を「会社又は組合」に改める。

第三条、第五条、第七条、第十条から第十條の十三まで、第十三条、第十四条及び第十六条中「大蔵大臣」を「主務大臣」に改める。

第十条の四第二項、第十条の十第二項及び第十條の十二第二項中「保険業法第十条第一項」の下に「又は協同組合による保険事業に関する法律第五条」を加える。

第二十五条を次のように改める。

(主務大臣)

第二十五条 この法律において「主務大臣」とあるのは、会員に組合がない料率団体については、大蔵大臣、会員に組合がある料率団体については、大蔵大臣及び組合員の資格として組合の定款に定められた事業の所管大臣とする。

(中小企業安定法の改正)

第十三条 中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第七十条第四項から第六項まで」を「第七十条第五項から第七項まで」に改める。

（輸出入取引法の改正）

第十四条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第七十条第二項及び第四項から第六項まで」を「第七十条第二項及び第五項から第七項まで」に改める。

附 則

この法律は、政令で定める日から施行する。

理 由

中小企業等協同組合法の一部改正により火災保険協同組合が設けられることとなるのに伴い、火災に関する共済事業を行う事業協同組合等の火災保険協同組合への組織変更に関する規定その他所要の経過規定等を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。